

## 広島大学課外活動における顧問教員指針

この指針は課外活動団体が活動を行う上で、顧問教員が安心して課外活動に協力いただけるよう役割等を明文化し、学生の健全な課外活動を推進することを目的とします。

### 1 大学における課外活動の意義

大学における課外活動は、学生が相互の研鑽のため、学生による自主的・主体的に行う正課教育外活動であり、その運営は学生自らの判断と責任において行わなければならないものです。

また、課外活動において多くの経験をすることで、自主性、指導性、協調性、豊かな人間性を培うことにより、正課教育における人間形成をより広げ、より深めるという重要な教育的意義を持っています。

### 2 課外活動における顧問の役割

顧問・部長教職員(以下、顧問)は課外活動の意義を踏まえ、課外活動団体に助言や指導、安全管理を行うため以下の役割を果たすものとします。

なお、顧問は日常の課外活動への立会いや指導監督の義務は負いません。活動についての助言者、協力者として側面からの支援をお願いします。合宿や対外試合、行事開催の引率・同行の必要性は別途示します。

- ・ 課外活動団体の活動方針について助言・指導すること
- ・ 課外活動団体の活動計画について助言・指導すること
- ・ 課外活動団体の運営について助言・指導すること
- ・ 大学教育の範囲を逸脱しないよう助言・指導すること
- ・ 課外活動構成員の人間的交流に配慮・助言すること
- ・ 安全管理について指導・助言すること
- ・ 緊急時における大学との連絡調整を行うこと
- ・ 各種手続書類の確認すること

### 3 課外活動における大学・顧問の責任

課外活動における事故防止は、原則として学生自身や各団体が自主的に留意するものであり、顧問は適宜必要に応じて指導・監督すべき立場にあります。

例えば、スポーツや山岳活動などは基本的に危険を伴うものと認識されており、学生

はあらかじめその危険を承諾しているため、通常範囲で行われる活動については顧問教員の責任は問われないものと考えられます。

ただし、一般的に危険性を予見し得る(あらかじめ承諾している)範囲を逸脱した活動を行い、その結果事故等が発生した場合は、「危険な行動を防止するための」指導が十分に行き届いていないとされ、大学や顧問の責任を問われる可能性があります。

したがって学生に対して、危険性を伴う活動に関しては、平時より活動内容の確認を行い、変更及び中止などの助言・指導を行う必要があります。

(例：学生があらかじめその危険を承諾していると考えられるもの)

- ・ラグビーやサッカーにおける激突による骨折
- ・山岳活動における滑落、転倒による怪我

#### 4 顧問による指導事項

次の事項について、指導・助言をお願いします。

- ・課外活動の計画において、大学教育の範囲を逸脱しないよう指導すること
- ・主将(部長)に対し、課外活動中の事故防止、部員の健康状況等を把握した上で活動するよう指導すること
- ・練習に名を借りたりランチやしごきなど課外活動の目的を逸脱した行為を行わないよう指導すること
- ・打ち上げ等の酒席においては、未成年者に飲酒させたり、飲酒の強要、イッキ飲み等のアルコール・ハラスメントを行わないよう指導すること
- ・体育施設や課外活動共用施設を使用する際は、安全な使用や適切な利用に努めるよう指導すること
- ・学外の施設を利用する場合は、利用規則を遵守し、学外の方に不快な思いや迷惑をかけないよう指導すること
- ・セクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメントには十分注意するよう指導すること

#### 5 課外活動中の事故への対応

課外活動中に事故が起こった場合は、顧問は主将(部長)に対し、以下のとおり確認をお願いします。

- (1) 負傷者の有無及び負傷状態の確認
- (2) 負傷者へ適切な応急処置がとられているか

- (3) 負傷者の状況を把握した上で救急車を要請しているか
- (4) 平日、昼間時間帯の場合、学生生活支援グループ(Tel：082-424-6145)、夜間、祝  
休日の場合、大学会館警備員室(Tel：082-424-6149)に連絡しているか